

よくある質問②③

問23-1 「雇用保険受給資格者証」はいつ交付されますか。

(答23-1)

雇用保険受給資格者証は提出された離職票の内容を審査したうえで作成します。そのため、原則、**雇用保険説明会**の際に**交付**いたします。

※ただし、手続き時に不備書類がある方などで、不備書類の提出が遅い場合は、交付が遅くなる場合があります。

※不備書類がある方は、できるだけ**雇用保険説明会の1週間前**までには提出をお願いします。

※雇用保険受給資格者証は、失業保険の手続きをした方に対し交付するものになります。

そのため、**失業保険の受給資格がない方**には**交付できません**ので、ご了承ください。

問23-2 会社を退職後、疾病を理由にすぐに働くことができないので、**受給期間延長申請**をしました。

市役所より「雇用保険受給資格者証」のコピーを提出するよう言われたのですが、雇用保険受給資格者証はもらえますか。

(答23-2)

雇用保険受給資格者証は、失業保険の手続きをした方（受給資格がある方）へ交付するものになります。

そのため、**受給期間延長申請をされた方は、離職後すぐに働くことができない状態の方になりますので、雇用保険受給資格者証の交付はできません。**

受給期間延長申請後、延長事由が解消し、失業保険の手続きをされたタイミング（失業保険の手続き後に開催する雇用保険説明会）で交付いたします。

問23-3 雇用保険受給資格者証を紛失してしまいました。再交付はできますか？

(答23-3)

雇用保険受給資格者証を紛失した場合、再交付は可能です。

本人確認できる顔写真付きの身分証（免許証またはマイナンバーカード）を持参し、ご本人が給付課（2階）までお越しくください。

なお、交付した雇用保険受給資格者証に顔写真を貼付していた方については、顔写真（3 cm × 2.5 cm）を1枚持参してください。